

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長、小 林 哲 也

条例第 3 8 号

(別紙)

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「１，３２０円」を「１，６０６円」に、「１，３８６円」を「１，６８３円」に、「１，４５２円」を「１，７６０円」に、「１７６円」を「２０９円」に、「１８７円」を「２３１円」に、「２３１円」を「２７５円」に、「２４２円」を「２９７円」に、「２５３円」を「３０８円」に、「２，２４４円」を「２，７２８円」に、「３，９６０円」を「４，８０７円」に、「９，９００円」を「１２，０２３円」に、「１５，８４０円」を「１９，２２８円」に、「２６，４００円」を「３２，０５４円」に、「４４円」を「５５円」に、「４６２円」を「５６１円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の別表第２の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日から令和９年５月３１日までの間に水道料金が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。